

平成29年4月14日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成29年4月14日
開会 10時00分 閉会 10時56分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 鈴木志摩子 森田慶子 堀田和吉 小川純文 中橋友子
- 5 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 武田健吾 係長 遠藤寛士
- 6 審査事件
 - 1 付託議案の審査について
陳情第1号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情
 - 2 その他
- 7 審査結果
 - 1 付託された議案の審査について 別紙
 - 2 その他

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(寺林俊幸) ただいまより、総務文教常任委員会を開催いたします。

はじめに、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○事務局長(細澤正典) 諸般の報告を申し上げます。

先ほど、人事異動の報告をさせていただいたところですが、人事異動がありましたことから、委員会中継のネット中継の操作の関係で委員長に相談の上、前担当の佐々木係長が本日会議に同席させていただいておりますので、ご報告申し上げます。

○委員長(寺林俊幸) それでは、会議をはじめます。

本日の議案に関しましては、前回の委員会で継続審査となっております、陳情の審査であります。陳情第1号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情であります。

この陳情の内容につきましては、前回の委員会でも、それぞれの委員の皆さんからご意見をいただきました。本日も意見をいただき、討論、採決という流れで進めてまいりたいというふうに思います。陳情の中身については精査されていることと存じますが、多岐にわたる項目がございますので、それを踏まえた中でのご意見をいただきたいというふうに思います。

ご意見のある方は挙手を願います。

野原委員。

○委員(野原恵子) この陳情の趣旨には6項目にわたって陳情がされておりますが、その中で前回の議論の中に出されてきたのがテロ対策だということで、そういう意見も出されました。それでその一つとして国際組織犯罪防止条約、これを批准するために、このテロ等組織犯罪、この法律が国としては必要だというふうな、そういう意見も出されておりました。

しかし、この国際組織犯罪防止条約、これを批准する時に日本の政府は国会の中で、この起草の過程で、これはテロリズムが本条約の対象にすべきでない、このように日本政府は主張しているのですね、この会議の中で。ですからこれを今回の日本で出している、このテロ等組織犯罪、ここにテロという項目を入れるということは、この条約に反する、そういうことに繋がるというふうに私は思います。

それで、この国際犯罪防止条約というのは、テロを防止するための目的ではないということも明らかになっています。それは、マフィアとかそういうようなことを防止するための条約であって、テロというのは政治的、宗教的なその目的の組織ということで、これは本当にテロを防止するための国際条約ではないというのが一つです。

それともう一つは、安倍首相はオリンピックのために、この防止条約が必要だと言われているのですけれども、日本には既に13項目のそういう条約があります。それでオリンピックを誘致する時には、安倍首相が、東京は本当に有数な安全都市だというふうにして、オリンピックの誘致の時に国際的にそういうふう発言もしています。

それでオリンピックの組織というのでしょうか、そういうところの役員をしていた方なのですが、これは京都大学の教授なのですから、この教授はオリンピックを誘致

するという時に、そういう話し合いをしてはいないということなのですね。ですから、この条約が共謀罪だという必要もその中で議論されていなかったということで、そのことに対して、安倍首相の言っていることと考え方が違うというか、そういうことがあるのではないかということで、国際的なそういう会議の中での日本政府の発言と、どちらも反するのではないかというふうに私は思っているところであります。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 前回、その法律の必要性というのでしょうか、そういうものについては、私は賛成の立場で議論をさせていただきました。

前回お話ししたことと重複は避けたいと思いますけれども、やはりその後も今月に入ってからスウェーデンですとか、ドイツですとか、そういうヨーロッパ各地で、あるいは世界各地でテロ行為、テロが頻発している状況、こういった状況に鑑み、やはり世界の趨勢として前回申しあげたのですけれども、187か国のうち、こういう条約を締結しているという現状。

そして、日本を含めて、わずか11か国しか未締結のところはないという現状をみた時に、いろいろと危惧されることは、今、野原委員からもあったわけでありましてけれども、ただやっぱり、これはあくまでもテロ等準備罪で他の健全な団体ですとか、そういったものを摘発するという、そのようなものではないというふうに思っております。

そして、当初676あったのを、277に絞り込んで武器の購入ですとか、テロのための下見ですとか、そういう外形的な準備行為がなければ適応されないということも言っておりますので、私はやはり、いろいろな考え方があるのでしょうかけれども、2020年、特に東京オリンピックを控えて、やはりテロというのは、一国だけで抑えられるような状況にないわけですから、やっぱり世界と連携をそこは取って、各国が連携を取りながらそういったものを抑え込んでいく、未然に防いでいくということが私は大事だというふうに思っていますので、やはりこの法律そのものは、現在は必要不可欠になってきているのだろうというふうに私は理解をしております。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見はございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） これまでの委員会の中で、私も法案に関して非常に懸念する部分が多々あるということで述べさせてもらいました。

ただ、閣議決定もされていない中で、あるいは、いろいろな意見がある中でということで、また今後の動向を見てということで、意見を述べさせてもらいましたが、その後、閣議決定され国会に提出されるということで、また中身についても以前と何も変わりなくという部分で、国民、あるいは我々が懸念している部分について、また説明も十分ではないというふうに認識しています。

野原委員が述べられたことについては、全く同意見であります。それから、その団体ですよ。団体というものの位置付けという部分もあやふやなままで、一般市民が対象ではないというような意見もありますけれども、何を以て一般市民なのか、一般市民ではないのか、その基準という部分も非常にあいまいという部分で、また今、若者におきましては、SNS等でいろいろと、公式、非公式、会話をしている中で、そういった

彼らが軽く話をして広めた内容等も誰でも見られるという状況の中で、個人が目を付けられればその集団についても、警察の対象になるというようなことも個人的には懸念している部分があります。そういった部分で、単純にテロ対策という部分においては、今後必要な部分もあるのかというふうに思っているのですが、この今回出されている法案に関しては、非常に以前の治安維持法に近いものもありますし、危険な法案だなというふうに感じているところです。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他にございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私は、この法案はテロ対策を強化するものであると思うところがあります。現実には、3日にはロシアで発生した地下鉄爆発や、3月にはロンドンで起きたテロなどが起きているわけでありますので、そのまままいましたら、やはり2019年にはラグビーのワールドカップ、また翌年の2020年には東京オリンピックも開催される予定であります。その中でこのようなことが起きるといことは危惧するところがあるのではないかと思います。

従いまして、やはりこの国際大会においても、テロの標的に日本がならないようにということを一番に考えなければいけないことと思ひまして、国際組織犯罪防止条約の締約国になることがすごく重要であると私は考えるところであります。

そのためには、国際法の整備をすることを第一にやはり考えなければいけないということで、187国が協力すると、国際組織犯罪防止条約を締結することによって、捜査共助や犯人引き渡しなどの連携が各国々とするということが可能になるということであります。

犯人の引き渡し、外国にいる犯人を日本に引き渡したり、国と国との情報交換などもできる。また、組織犯罪の会議等にも、これ締結をしていないと日本は参加ができないということもありますので、未然に防ぐという観点から、やはりこの法律は大変必要ではないかと私は考えるところであります。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見はございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 昨今、大変世間をにぎわせている共謀罪、テロ等準備罪だと思ひます。ちゃんと皆さんで議論を噛み合わせて合理的な判断ができるように、それぞれが感じて判断していきたいと考えているところですが、少々議論が噛み合っていないのを感じているところであります。

この陳情書の中に、皆さんおっしゃっております、この国連越境組織犯罪防止条約の批准に、この陳情書の中には、そもそもこの条約がテロの準備、テロ等準備罪、共謀罪には何ら関係がないのだというふうなことが、この陳情書に書かれております。

また、この防止条約の批准には、そもそも別に国内法の整備は必要ないのだというふうなことも書かれております。

ちゃんと僕自身も自分で勉強してきたつもりですが、さらなる見識を広めていきたいと思ひますので、必要不可欠なものだというふうにおっしゃっている委員に、このように書かれているけれども、そうではないような、なぜ必要だというふうに考えるのか、この陳情書に書かれていることと反することが事実だとおっしゃっていることについて、聞きたいなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 今の板垣委員の意見というのは、この今までの意見がありましたけれども、それに対して陳情に記載されていないことを言われているという話をされたように思うのですけれども、今、総務文教常任委員会で審査している、テロ等防止準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案については、今までも新聞等、またメディア等でも、いろいろ内容については、できているものというふうに考えますけれども、決してその中に今まで言われた委員の言葉が含まれていないというようなことではないというふうに思いますけれども、この場合は、皆さん委員の議論の場にありますので、それはしっかりと議論をしていきたいというふうに思いますけれども、決して関係ないというようなことではないというふうに私は踏まえております。

それを踏まえて各委員、ご意見はございますか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今、板垣委員からの発言がありました。

確かに現行法でも、ある程度それはできるのだらうと思いますけれども、これのみそというのは、やっぱり国際的なテロ、日本だけの問題ではなくて、国際的なテロに対処していくためには、こういう国際組織犯罪防止条約、こういったものをお互い締結をして、そして情報交換、人のやり取りもそうでしょうし、情報も含めてそういったものに参加をして、全世界でそういったものに対処していこうというのが、僕は世界の趨勢というのか、流れだというふうに僕、思うのですよね。

ですから、もちろんかぶる部分はあるのでしようけれども、やはり今までのそういう国内法で定めているそればかりではなくて、現行法だけではなくて、もっと何というのでしょうか、現実に即したようなそういう法律が必要だということで、私は今日に至っているのだらうと思うのです。

確かに今までは、大きなテロだとかそういうことではなくて、そういう犯罪に対する法律はもちろんあったのだらうと思ひまして、現実に存在はしていると思うのですけれどもね。

もうちょっと大きな次元、全世界的な流れの中で各国が共通したような、こういう組織犯罪その防止条約というようなものを締結していく必要があるということで、今日に至っているのだらうというふうに私は思っておりますけれども。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） この国際組織犯罪防止条約、これはテロを取り締まるものだというふうに認識しているのかどうか、この条約の中身はテロを防止する、そういう条約ではないのですよね、国際条約として。

何を目的にしているのかということでは、それはマフィアですとか、お金の問題で暴力団とか国際的なそういうものを防止するための条約であって、テロを防止するための条約はないということなのですよ。

ですから、これが条約とされるときに、日本の政府代表はその中にテロを含むべきではないというふうにして、これは結ばれてきているわけですから。日本の国のテロ対策をどうするかというのが今回の準備罪ですから。国際的なということは、一つも言っていないのですよね。

日本の国でどうするのかということ、この条約で、新しい処罰法で定めるという、そのことを議論しているわけですから。国会に出されたわけですから。国際的というのは、これはまた別な次元だというふうに私は思うのです。

ですから、国内でどうするかということでは、既に13本の条約を日本は締結しているわけですから、飛行機ですとか、航空ですとか、人質ですとか、核物質ですとか、海洋ですとか、それから爆弾、テロ防止、各テロリズム、こういう条約が13本あるのですから、今それをあえてつくる必要がないという。

それで目的が何かというふうになれば、やはり一般市民のどういうことを考えているのか、そういうことを監視するというか、そういうところに結び付くというところに、一番の危険性があるわけで、テロということであれば、既にもう条約があるということ、それをどう考えるかということになっていくと私は思っています。

だからテロをなくすためには、日本の国でどうするかということでは、やはり、今言ったような法律何かで十分に対応していける。

ですから法案が出された時に、この条文の中にはテロに関する、最初600と言っていましたけれども、それは一つもなかったのですよね。今、277の対象となるというのが出されてきていますけれども、この中のどの部分がテロに関係するのかということ、そこまできちっとみていかないと、後付けのテロ対策ですから、そういうところはどのように考えるのかという大きな疑問が私にはあるのですよね。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） もちろん国内でのテロをいかに抑え込むかということなのですが、やはりこの国際組織犯罪防止条約、これを批准しないと外国からそういう情報が得られないという、締結していない国には情報は出さないということになっているはずなのですよね。

ですから、やはり日本を守るためには、国内でそういったことを未然に防ぐためには、世界各国からのそういう情報を得ながら、やっぱりそうしていかないと、なかなか未然に防げないというふうになるのだろうというふうに思うのです。

それで、確かに予備罪ですとか、共謀罪ですとか、爆発物の取り締まりだとか、そういうようなことで現行でできないことはないという解釈もあるようですけれども、それはそれとして、ただ予備罪、過去の判例からみて、現行法ではそういったことをなかなか未然に防ぐことができないというような解釈もあるように私は理解をしております。

そういうことで、さらにそういった危険な団体だとか人物に対して、そういう先ほど言ったように、かなり縛りは掛けていますけれども、事前に摘発ができるようなものが必要だということで、今日に至っているというふうに私は理解しているところであります。

ただ、皆さん、野原委員等々心配しているように、仮にこのテロ等の準備罪でそういう一般市民とか住民の言動を弾圧するとか何とかという、そのような、そこまでは言っていないけれども、そんなようなこと、そういう人ではないのに、そういう罪を被せて捕まえるとか何とかということになると、これはもう大変なことですから。

私は、もちろん心配する必要はないとは言いませんけれども、現実問題、私はそんなことはあり得ないというふうに信じています。何といたっても日本は三権分立、分流でし

っかりした民主主義国家だと私は思っていますので、罪のない人に罪を被せて立件するとか何とかということには私はならないというふうに、私はそこはそう信じたいというふうに思っています。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） その国際組織犯罪防止条約の件なのですけれども、国連の立法ガイドには、共謀罪を持っていない国は、共謀罪をつくらなくても組織犯罪集団に有効な措置を取ればよいとしている。

日本では、既に2003年に締結が国会で承認されているわけですから、共謀罪と今言われているようなものがなくても条約締結はできるという、これは国連の立法ガイドの中で明記されているということなのです。

ですから、今なぜそれを盛り込まないとならないのかという、その根本のところを私たちは非常に心配するところなのです。

今、日本が、さっきも言いましたように、きちっとそこで日本では対策はとれているわけです。ですから、今なぜそういうものが言われてきているかというところに、いろいろな問題があって、それで今、国民のそういう生活や何か監視される、そういうことではないであろうというふうに発言されていますけれども、国会の中では金田法務大臣がそういう、国民の暮らしの中で、メールですとかライン、そういうものでも国民がどうしているのか、どうしているのか、どうしているのか、そういうものもきちっと監視することができるということを国会の中で答弁しているのですよね。

ですから、そういう答弁をみていけば、やはり私たちがどうということ、二人でいろいろなことを話し合ったり何かしたり、そういうこともきちっと対象になるということ答弁しているのです。ですから、そういうことを心配するという、それがこの法案の中身になるという、心配して当然ではないかというふうに私は思っています。

○委員長（寺林俊幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） この一般市民にも関わってくるのではないかとこのところから、私はテロ等準備罪は、この組織的犯罪集団が対象だということで計画をし、準備行為をすることがあることに対して、この法案が必要であって、今までも民主党政権の時にも、公約には条約に加盟ができるということで、共謀罪がなくても公約の中で加盟ができるというふうに言っていましたけれども、3年3か月の間、これは加盟はできなかったわけなのですけれども、テロ等準備罪に反対をするのであれば、他の対案があるのかということも、やはり求めなければいけないのではないかと思います。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見ありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今、テロ等と発言されましたので、テロ等準備罪、これに準備することに法案が必要だって言いましたね。その準備するというのは、どうして準備するということが分かるか。それはどうやって知るのでしょうか。そこに危惧がある。準備していることを分かるということは、やはり、どこかでそれが準備しているよということが分からなかったら対象にならないということで、準備しているということを知るために、メールですとか、ラインですとか、それから話し合いをしているところに、そのことを誰かに知らせる、監視する人に知らせる、そういうことがなければ準備しているこ

とが分からないはずなのです。その準備することを分かるためにメールとかラインとか、それから、こういう言い方何でしょうか、内通するとか、そういうことの危惧がこの法律の中から見えてくるので、このテロ等準備罪というのは市民を監視する、そういう社会になっていくのではないかという危惧が思われるということで、非常に今、文筆家ですとか、法曹界ですとか、宗教界ですとか、そういうところで非常に危惧を表明している人がだんだん増えてきている。そこのところで、やはり国民世論もこれに非常に不安を覚えているという、そういう法案だというふうに私は思っています。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今、準備していることがどうして分かるのですかみたいな話なのですけれども、これ捜査上のことですから、私も詳しくは分かりませんが。ただ、いずれにしても準備していることが分からなかったら大変なことになるわけですから、準備して、そのままするわけですから。

ですから、そのためには捜査上、そこは素人ですから分かりませんが、やっぱりそれに必要な捜査はしていくのだらうと思うのです。どんな形であれ、それはやっぱり未然に防ぐためには僕はやむを得ないことだと思う。

そういったことを善良な国民は、そんなことを考えていない人が調べられても何の問題もないわけですから。そういうことを考えている人が調べられたら困るだけの話ですから。私は、ですからその計画をして準備をしている人を、それを調べることはどういう方法であれ、それは私は何ら問題ないことだと思う。準備している人であれば。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） この法案のみに限らず、今の国の動き、流れを見ていく中で、この法案という部分を見た中で、やはり今、話になっている組織的犯罪集団の準備という部分の調べ方という部分については、非常に自分も危惧する部分はあります。

先般、警察が車に通信のGPSを付けてと行った、それは違法だという判断はされましたけれども、そういったこともこの法案の中の解釈の仕方によっては、ありというふうな解釈ということも、できるのではないかなというふうにもみられますし、また、リーダーが変わったときに、今のリーダーがそれをしないと行って、やはり、リーダーが変わったときに幅広くこの法案の見方を解釈することができるというようなことも言えるのではないかというふうに思っています。

いわゆる労働組合とか市民団体、運動団体とかそういった部分の取り締まりが年々厳しくなっている、いわゆる監視されているという部分。縛りが出てきているという部分等、また沖縄の問題もあって、そういった沖縄の市民運動団体に対する取り締まりという部分も、非常に法を逸脱するような見方をすれば、法を逸脱するような取り締まりも出てきているというようなこともありまして、そういった全体的な国の流れからみても、この法案がとおったときに我々が危惧する部分というのは、当然今の日本社会において出てくるのではないかというふうな思いはあります。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見はありませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 準備しているときに、準備しているだらうということで、その段階で疑われる、それで調査に入る。それで、もし準備していないということが分かたら

どうするのでしょうか。今の刑法の中では、犯罪が起きて処罰される、それが日本の刑法というふうになっています。準備の段階で準備しているだろうというふうにして問われることはないわけです。そこが一番の分かれ目になると思うのです。

準備しているからということ調査に入るといふふうになると、それは例えば、このところちょっと労働組合や何かでも、賃金が上がらないので社長に談判しようかという、そういう話し合いをしている段階、それから、ちょっと座り込みしようか、そういう段会で準備しているということ調査に入るといふふうになれば、そういう発想さえできなくなる。自分たちの意見も言えなくなる。そういうところを監視されるということに繋がるのではないか。

ですから、今の刑法の中では、そういう準備段階で取り締まりをされるということはないわけです。それができるようにするといふふうになるわけですから、そうすると自由にものを言えなくなる監視社会になるのではないか。そこが一番の、このテロ等準備罪の大きな要になるところ。ですから、心配している様々な法曹界ですとか、そういうところの方々が心配するのはそこですよ。

一番の狙いは、国際的なテロとかそういうところではなくて、そこが国民が監視される世の中になるのではないかというところが一番の心配の要因というふうに私は思っています。

○委員長（寺林俊幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 準備罪ということ準備をするということ、例えばオウム真理教の場合なども、あのような事件が起きたということは、その前にいろいろな準備をしたと思うのですよね。

でも、その準備をした時を取り締まることは、このころはできなかつたので、あのような大きな事件になったのですけれども、やはり、そういうことも犯罪を犯す人たちは、やはり、きょう考えてきょうやるというものではないと思うのです。それで、準備を綿密にしながら、そして犯罪を犯すということを未然に防ぐというような観点から、やはりこの準備罪というか、そういうところは必要ではないかなと思います。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 岡本委員とそこは同じなのですけれども、その前に野原委員がおっしゃっていた、社長に談判しようとか、座り込みしようとか、それで今回の法が適用されるとは僕は全然思わない、そこは。

それで、さっき僕、申しあげたのですけれども、やっぱりその準備ということは武器の、例えばですよ、犯罪の種類にもよるのでしょうかけれども、テロですとか、そういう関係で言えば、武器を買ったり、それから下見をして、本当に実行の前段ですよ、そういうような外形的な準備行為がなければ適用されないということ、私はそういうふう理解しておりますので、ですからあまり拡大解釈して、これがあつたら我々24時間見張られているとか、いやもちろんそういう場面も人によってはあるのかもしれませんが、私はそういう解釈ではなくて、冒頭申しあげたように、世界各国で本当に悲惨なテロ行為等々が起こっている中で、やっぱり世界が一つになって、そういう情報交換ですとか、いろいろなものを共有していこうというのが、僕は根っこだと思いますので、そういう点から言えば、世界の趨勢と言おうのでしょうか、これは直接関係ありませんけ

れども、と言いますか直接あれですけれども、OECD、経済協力開発機構何かは、35か国加盟していて、30か国共謀罪で、そういう法律をつくっているのですけれども、残った五つのうちですけれども、日本だけが30か国プラス4か国が新たに参加罪という、要するにそれに類するような法律をつくってやっている。

日本だけが未締結だというような現状を考えたときに、こういった条約を批准しないほうが、何と申すのでしょうか、まれだということか奇異だということか、ですからやっぱり、そういったものは悲惨なそういうことを起こさないためにも、やっぱりそういったものを整備していくということが、私は大事だと思うのですが。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、私が言った例え話、例え、労働組合とかということなのですが、国会で金田法務大臣が答弁しているのです。宗教法人やNPO法人、草野球チーム、同窓会のメーリングリストや、そういうもので性質が一変したと見なされれば、この組織的犯罪集団になるのかというふうにただした時に、法務大臣が元の団体の性質には関係なく一変した場合ということで捉えると答弁しているのです。一変したと判断するのは誰かということに対しては、捜査機関だって認めているのですよね。

○委員（千葉幹雄） それはそうです。

○委員（野原恵子） それで、そしてその一変したというふうには、どうするのかといったら、ラインやフェイスブック、SNS全般が含まれる、こういうふうに言っているのです。

ですから、盗聴されたりとか、そういうことが可能だということを否定していないのです。ですから、テロを口実として警察が市民監視やインターネット全般におよぼ危険が明らかになっている。

国会の論戦の中でこれ明らかになっているわけですから、やっぱり一般市民を監視の対象にする、そういう社会になっていくというのは答弁の中でも、これ明らかでないでしょうか。テロだけではないということ。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そのとおりだと思うのです。普通の宗教団体だとか、今言った団体、そういう団体も要するに、その状況が一変するということは、例えば先ほどの野原委員の言葉を借りれば、社長に談判しようかと、談判してもきかないから、例えば爆弾つけて爆発してやろうとか。例えばそうなってきて、そしてその爆弾をつくりはじめたとか買って来たとか、ここがその一変だと思うのですよね。ここが一変です。そのときはここに該当するということ、一変する状況とはそこだと思うのです。ですから、ただ話しているだけでは一変にならないわけですから。

ただ、捜査する組織は当然そういう動きがあれば、ある程度みていかないと状況が分からないわけですから、そういうことはあるのだろうなという、そういう恐れのあるケースの場合はですよ。そんなことで、前回も言ったのですけれども、一変というのは非常に抽象的というか、捉え方によっては難しいとは思いますが、やはり、そのための武器を購入するとか、そのためのそういった準備をする、それがみえたときには取り締まりの対象になるというふうには、それは私はやむを得ないのだろうというふうに思いますけれども、一変した場合は。

○委員長（寺林俊幸） 他に意見はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 平行線なのかなというふうには思っている。

その一変したというその捉え方が、ここが私は本当に大事だというふうに思うのです。それは、どういうふうにみるかということで、これは今は、例えばの話で出したのですが、これがいろいろなところで監視されていく、そういう危険性がありますと。

そこが、一番この今回のテロ等組織犯罪準備罪、ここの一番の危険性はそこですよというそこをどういうふうに捉えるかという、その違いだと思うのですが、これは、これから私たちが暮らしていく中で、2人とか3人とかで話し合っていることも、例えばそういう中に、こういうことやろうね、でも私は止めたわと言う人たちも対象になる可能性が大いにあるという、そこが国民の暮らしを自由に自分は自分、あなたはあなたという自分の考えで行動できない暮らしをしていけない、そういう社会になりつつあるという一番の不安はそこだというふうに私は思っています。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 基本的な考え方の違いというのは、これは仕方がない、みんなそれぞれですから、認め合わなければならないのですけれども。ある意味平行線になっていくと、これ以上なるほどね、それだったらいいねとか、それだったら駄目だとかならないような気がするのです、議論をみてて。

ですから、また聞いてもらって意見出してもらって、大体出尽くしたような感、私はしますけれども。

○委員長（寺林俊幸） 他にご意見はございませんか。

ないようですので、これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 反対の立場で先ほどから申しあげているように、国際状況、テロが頻発している状況を見ると、やはりこういった法案は必要不可欠であろうというふうに思います。やっぱりこの国際組織犯罪法、それで先ほど申しあげたのですけれども、全世界でやはり法ですとか、いろいろな連携を取りながらそういったテロを抑え込んでいくということが必要だというふうに思いますので、私はこの陳情に対しては反対の立場であります。

○委員長（寺林俊幸） 他に反対の討論はございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私も反対の立場で討論させていただきます。

昨今、大変厳しい社会情勢の中で、このような法案は必要ということが考えられるということと、また未然に防止をするという観点からも大変重要ではないかというふうに感じます。従いまして、この陳情に対しては反対です。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に反対の討論はございませんか。

この陳情に対しての賛成の討論はありますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） この法案をそのまま解釈すれば、やはり今の政治、政権に対しての市民運動、労働組合の活動、あるいは本当に2、3人のグループの考え、活動という部

分が、それがそもそもテロ行為というふうに見なされるというような恐れも残ったままだというふうに解釈しております。そういった部分も含めてこの陳情に関して賛成の立場で考えたいと思います。

ただ、若干この陳情の内容に、言葉の使い方、あるいは考えに、若干過激的なところもあると思いますので、そういったところはちょっと懸念しつつ賛成の立場で考えております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に賛成の立場で討論はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今も論議してきたところですがけれども、犯罪の結果というのは、現実に関与した行為のみを罰して、犯罪の計画、合意があっても、これは内心にとどまる限り処罰しないというのが今の刑法の大原則です。

それを277というのが出てきておりますけれども、合意だけで処罰する、これは共謀罪というふうに私は捉えておりますけれども、それで、これは刑法の体系を大転換するものだというので、法曹界でも非常に危惧している、そういう声が上がってきています。

それで、これはよく昔の治安維持法というものに類するものではないかというふうに言われておりますけれども、最初、この治安維持法というのは、その当時の国家の体制を覆す、そういうところを対象にしてきたものを、法律を2回、3回変えていって、そして市民生活を縛っていく、そして投獄者ですとか、そういう方を常に多く出してきております。

共産党も弾圧されたと、そういう中の対象になったということもあるのですがけれども、その他には、文化人ですとか、それから芸能関係の方、それから宗教の関係、キリスト教ですとか、大本教、それから創価教育学会、そういう方たちも弾圧されていったと。

今の時代で言えば芸能界ですとか、文筆家ですとか、それから宗教の方々、そういう方たち組合関係の方たちも対象になっていくのではないかと。そういうところを非常に心配するところです。

今もテロ防止というそういう目的を冠にして、テロというふうになれば世論も反対しづらい、そういうふうな状況になってくるのではないかと。これは国民の内心の自由を縛る、そういう意味でこの陳情には、私は賛成の立場でおります。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に賛成の立場で討論はございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 今、言われました、お二人の賛成討論と重複する部分も多くあると思いますが、国際的なテロを防止するために、国連越境組織犯罪防止条約の批准が必要で、その条約、批准するためには今回出されました、テロ等準備罪が必要なのだというふうに政府は主張しておりますが、実際にはそのようなことはなく、国連越境組織犯罪防止条約には、テロ等準備罪の制定、批准は必要ないというふうなことで、立法根拠に乏しいのではないかと感じてるところであります。

また、従前出ておりますが、罪なき一般人が対象になるのではないかと。といった点、どのような団体を対象にするのかというのが、捜査協力の考えによってしまうというところで、監視社会になってしまうのではないかと。懸念があります。

立法根拠に乏しい、また、監視社会になってしまうのではないかと。という2点の懸念が

解決されない限り、テロ等準備罪は制定されるべきでないと考えますので、この陳情、意見書に賛成の立場で臨むものです。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に賛成の討論はございませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情に対して賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（寺林俊幸） よろしいです。

起立多数で、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情は採択といたします。

ここで扱いについては、まだ未定ではありますが、第3号の陳情が出ております。参考に委員の皆さんにお目通しをいただきたいというふうに思います。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

ただいま、採決されました陳情につきましては、陳情内容について危惧する部分もあるというようなご意見もございました。

本議会での陳情の扱いについては、今後、委員長、副委員長に一任をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

お諮りいたします。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 意見書の内容についてということですよ。委員長も今ちょっとおっしゃっていましたが、先ほど、この陳情第1号ですから、あくまでも。この中に表現、適切な表現ではないような文言もあるということでしたので、その辺を十分精査されて、これは議会として出すわけですから、中身を慎重に吟味をしていただいて、意見書案を正副委員長に委ねたいというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 他の委員の皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（寺林俊幸） それでは、陳情の内容については委員長、副委員長に一任をいただきました。

陳情審査については以上であります。

次に、その他について、委員の皆さんから何かございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） ないようでしたら、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

（閉会 10：56）